

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年4月19日（金）16:38～17:11
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<関係省庁>

中村 英昭	総務省 統計局統計調査部国勢統計課 課長
岡 宏記	総務省 統計局統計調査部経済統計課 課長
八木 雅彦	総務省 統計局統計調査部調査企画課 課長補佐
渡邊 公二	総務省 統計局統計調査部国勢統計課 課長補佐
井岡 貴司	総務省 統計局統計調査部国勢統計課 課長補佐
萩原 卓人	総務省 統計局統計調査部経済統計課 課長補佐

<自治体等>

服部 和文	茨城県 政策企画部 統計課 課長
岡本 克己	茨城県 政策企画部 統計課 課長補佐
長島 ゆみ子	茨城県 政策企画部 計画推進課 課長
村上 孝博	茨城県 政策企画部 計画推進課 課長補佐

<事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
坂本 弘毅	内閣府地方創生推進事務局 参事官
菅原 晋也	内閣府地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 統計調査手法の見直し
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「統計調査手法の見直し」ということで、茨城県、総務省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、茨城県と総務省から御提出いただいております、公開予定です。本日の議事についても公開予定でございます。

進め方についてでございますけれども、まず、茨城県から3分程度、総務省から2分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「統計調査手法の見直し」に関します、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様におかれましては、お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

早速、茨城県から御説明をお願いいたします。

○服部課長 茨城県統計課長の服部です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料2ページを御覧ください。統計調査手法の見直しについてですが、課題として大きく二つあると考えております。一つ目は、調査員の高齢化や成り手不足などにより調査員の確保が困難になっているということです。資料には記載しておりませんが、令和2年の国勢調査では、本県で必要な調査員数1万4213人に対しまして、実際に委嘱できたのは1万3377人で、うち2,226人、約17%が市町村職員という結果で、調査員にも市町村職員にも大変な負担がかかっておりました。もはや調査員の負担軽減にとどまらず、調査員自体を廃止する必要があると考えております。二つ目は、プライバシー意識の向上や昼間不在世帯の増加、さらにはオートロックマンション等の増加により、調査環境が大変厳しくなっているということです。こうしたことから、各世帯へ郵送で調査関係書類を送付できるよう、統計調査手法の見直しを提案したものでございます。

3ページを御覧ください。こうした提案の際に、特に国勢調査では居住実態の把握が大変重要であるとお話がありますが、我々といたしましては、住民基本台帳などの利用や住民票を移していない世帯が多く居住していると思われるオートロックマンション等の共同住宅には特別あて所配達郵便などを活用することにより、郵便物が配達されれば居住あり、返送されれば居住なしと判断できるものと考えております。

4ページを御覧ください。上段の労働力調査につきましては、国勢調査と違い抽出調査であるため、常住する世帯を漏れなく把握する必要はなく、住民基本台帳に登録されている世帯の中から抽出することにより、郵送により配布ができるよう提案するものです。また、経済センサスー活動調査につきましては、現状でも「事業所母集団データベース」を作成しており、新設・廃業事業所につきましては、税関係の行政記録情報などを活用し、

全ての事業所に対し調査書類を郵送し、配達されれば営業している、返送されれば廃業していると判断できるのではないかと考えております。

5 ページを御覧ください。調査の流れについてももう少し具体的に説明いたしますと、従来の調査員による調査関係書類の配布をやめて、まずはステップ1のとおり、オンライン回答用のログイン情報の書類を郵送し、回答がない場合、ステップ2のとおり、督促状や再度オンライン回答用の書類のほか、オンライン回答が困難な世帯向けに紙の調査票を郵送する流れを考えております。

6 ページを御覧ください。上段は総務省発行のものの抜粋ですが、将来的にはマイナンバー等の導入により、行政記録情報を活用した国勢調査が可能になるという内容の記載がございまして、我々の調査員調査の見直しについて目指す方向は同じであると思い、記載したものです。下段は諸外国の状況についてですが、カナダやアメリカでは郵送による配布が行われていること、また、北欧やヨーロッパ諸国の一部では調査ベースではなく行政記録ベースで行われているとの参考情報です。

本県の提案におきましては、究極的には調査員を全部廃止するということを目指しておりますけれども、段階的に調査員を削減しつつ調査員を廃止していく方法もあり得ると考えております。いずれにいたしましても、具体的な案につきましては、総務省と一緒に協力して進めていければと考えております。

説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省から御説明をお願いいたします。

○中村課長 総務省統計局の中村でございます。

資料「統計調査手法の見直しに向けて」ということで、次の2 ページを御覧いただければと思います。

まず、国勢調査は、前提として、選挙区の区割り、地方交付税の配分基準、市区町村などの計画立案等々、非常に小地域での正確な調査結果が活用されているということで、正確性が非常に重要なことだと考えてございます。そのため、国勢調査ではふだん住んでいる場所、常住地での調査を実施ということで、先ほど茨城県から住民基本台帳ベースでやってはどうかというお話がございましたが、学生や高齢者居住施設が別の市町村にある場合など、どうしても正確に把握できないケースが発生してしまうということで、調査員が担当地域に居住する全世帯を漏れや重複なく現地で確認して調査書類を配布してきたということでございます。

一方で、前回調査、令和2年の実施後に地方公共団体から調査員の事務負担の軽減等に係る要望が多く寄せられているということで、調査員の高齢化、成り手不足で事務負担の軽減を検討してほしい、オートロックマンション等で対面での調査が困難、郵送での配布も行えるようにしてほしいという要望が既に多く寄せられているということは、私どもとしても強く認識をしているところでございます。

したがいまして、我々としては、正確な調査結果を得ることを前提とした上で、要望を踏まえまして、事務負担の軽減や郵送配布等について、試験調査において検証を既に実施してきているということでございます。

次の３ページでございますが、令和４年６月に実施しました第１次の試験調査では、郵便局のタウンプラス、これはコロナ対応のマスク配布で活用されたものでございまして、郵便局が保有する住所録に基づいてこれは配布されるものということで、事業所にも配布されてしまうとか、督促は回答のないところに対してしたいわけですがけれども、なかなか特定が難しいとか、新しいマンションができてしまうとそこには配布されないですとか、全世帯に漏れ・重複なく配布することが非常に難しいということが判明しました。

続く昨年の６月に実施しました２次試験調査におきまして、今度はオートロックマンション等の集合住宅、これは調査困難ということでございまして、こういったところを対象に居住の確認、名簿作成、書類の配布方法等につきまして総合的に検証しまして、管理会社、管理組合の協力を得ることで効率的な居住確認が可能だということ、それから、郵送で配布しますとどうしても回答率が低くなる傾向にあるということで、督促事務、これを強化する必要があることが見えてきたということでございます。

４ページでございますが、今後の取組ということで、本年６月に３次試験調査ということで最終の試験調査を実施する予定としてございまして、複数の地方公共団体と連携して、郵送配布の導入等に向けた最終的な検証を実施するというので、この複数の地方公共団体には茨城県も含まれておりまして、一緒になって最終検証をした上で、最後、令和７年１０月に国勢調査本番を実施する予定でございますが、その検証結果を踏まえまして、郵送配布等を活用した新たな調査手法を導入する予定で、今、検討を進めている状況にございます。当然、新しい方法を入れるときには、国勢調査令の改正が必要となってくるということで、それも改正してやっていこうと考えてございます。最後のポツにつきましては、調査員の事務負担の軽減ということで、今まで居住確認は全てできるだけきちんと対面で訪問してくださいとお願いしていましたが、今後居住確認できたらポスティングでも可能ということを考えてございます。

５ページ、国勢調査以外の調査ということで、経済センサスの活動調査につきまして、令和８年の調査では「事業所母集団データベース」を活用しまして郵送する方法の実施を検討ということで、本年の１０月の試験調査で所要の検証を行う予定としてございます。他の調査員調査につきましても、国勢調査や経済センサス、こうした全数調査で非常に規模が大きいもの、こちらをまず優先的に検討いたしまして、それを踏まえて具体的な検討を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

今回の人手不足の点は多く出てくるテーマでもありますし、今の時代においてデジタル技術や様々な代替的手段を使って人手を合理的にかけられるようにしていくことは非常に重要なテーマだと思っております。

一方で、今回の場合、論点になるところがあるのか見てみますと、訪問調査を直接しないことによって回答が到着しなくなる、少なくなることはないのかどうかはあろうかとは思いますが、茨城県でかなり工夫して準備はしていただいているとは思っておりますが、あまり回答がなくなるだとか、そういうところの対策はどのように考えられているのか、について改めて御説明いただけるとありがたいと思っております。

○中川座長 茨城県、お願いいたします。

○服部課長 回答率が低くならないための対策ということで、いくつか考えられるかと思えます。まずは広報の充実で、前からやられていることとは思いますが、重ねて色々な手法で国勢調査の必要性、国勢調査はどういうことに利用されているのか、あるいは調査期間中では回答はお済みですかとか、そういった創意工夫しながら広報を充実していくことが必要かと考えております。

あとは、回答するときに補助的な役割ということで、回答ブースの開設やどのように回答したらいいのかというような相談できるような体制を充実していただくことも必要かと思っております。

あとは、思いつきになるのですけれども、インセンティブですね。国勢調査以外では報償ということで、調査に協力してくれた方に対して報償品をお渡ししている例があるのですけれども、国勢調査により協力していただけるように、しかも、総務省も推進されているオンライン回答をかなり促進するといったことを含めてマイナポイント付与等のインセンティブなどを与えたらどうかと思えます。

一方で、督促ということも非常に大事なことで、例えばナッジ効果を利用した新たな督促状の配布ですとか、場合によっては、報告の義務に応じない方には罰則もありますので、そういうものもさりげなくアナウンスするとか、そういったことで回収率を上げていけるのではないかと考えております。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

インセンティブのところの話もありましたが、それ以外にも周知啓発であつたりだとか、できる限り待っているだけではなくて、回収率を上げるための努力も考えていかれるということなのかとは思いましたが、実際に進められる場合にはそういう形で御協力されるということでよろしかったでしょうか。

○服部課長 予算の兼ね合いもあるかと思えますけれども、そういうことが許されるのであれば、色々な手法でPRしていければと考えております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

そうしましたら、総務省にですが、毎回の調査、国勢調査もそうですし、先ほど御説明いただいたような経済センサスの統計調査で郵送もされているということなので、少しずつこのあたりについては対策を進められているようには思っております。ただ、一方で、ある程度訪問することが主であると、その部分だけ一部だけ郵送や訪問以外の方法でできるということだと、どうしても人員としてはそれなりに必要になってしまうところがあるかと思います。そういう意味では、経済センサスで郵送という話になっていることが、どのくらい広い範囲でそれを利用されるのかどうかも重要かと思いますが、このあたりは具体的にどのくらい使われる御予定なのでしょう。

○中川座長　総務省、お願いします。

○岡課長　総務省統計局でございます。

今回経済センサス－活動調査につきましては、まず、国から全事業所に対して郵送で送らせていただきます。まず、オンライン回答の書類ですね。紙の調査票を送らずに、ID、パスワードを記載した書類を送ることによりオンラインへ誘導するような形とさせていただき予定でございます。おそらくオンラインの回答率がどれくらいになるかという御質問だと思いますけれども、前回の経済センサス－活動調査は3年前に行ったのですけれども、そのときに4割弱でございました。前回は紙の調査票も一緒に配布しましたが、今回はID、パスワードだけでございますので、若干上がるのではないかという見通しは持っています。ただ、ここにも書いてありますように、令和6年の10月に試験調査を行いますので、その結果をしっかりと分析して検証していきたいと考えてございます。

○落合座長代理　ありがとうございます。

前回は併用で4割ということだったのですけれども、その前は紙だけだったのでしょうか。また、そのときの割合はどうだったのでしょうか。

○岡課長　総務省統計局でございます。

その前の前が併用で2割ぐらいでございました。ですから、着実にオンラインの回答率は増えている状況であるということです。

○落合座長代理　分かりました。ありがとうございます。

そうすると、かなりオンラインでという話もうまくフォローアップをしたりして実施すると適切な効果が上がっていく様子にも見えます。これは経済センサスと国勢調査で必ずしも対象者が同じではないこともあろうかとは思いますが、実際にいる方自体は同じ人間ではあると思うのですが、国勢調査、居住地ベースになっているところと、例えば住民票で置いていけることもあると思うのですが、このあたりは結構齟齬があって、どうしても居住地を把握するのは難しいとかはあるのでしょうか。

○中村課長　国勢調査について、住民基本台帳との差異ということだと思いますが、例えば学生が多いところについては、どうしても若い人が実際に調査してみると住民基本台帳よりもかなり多い一方で、地方で若い人が登録ベースよりも少ないという事例ですとか、

先ほど申しましたとおり、高齢者が増えていまして、高齢者が施設、老人ホームや違う自治体に行ってしまうと、その部分の差異が出てくること。それから、結構クリティカルなのが被災地域ですね。例えば福島の場合は、そこに住民票を置いたままで避難されている方はかなりいらっしゃいます。そういったところで実態と登録ベースの差異はかなりあるということで、国勢調査は実際にどれだけ住んでいるかを調べるのが非常に重要と考えております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

一方で、そのときに戸別訪問したことで分かる割合は今でも高いのでしょうか。以前に比べると、戸別訪問したときに全く応答しないとか、そういう場合も増えてきたりしていて、現地に行ったからといって、うまくそこにいる方が誰なのかを把握することが難しい場合も増えてきているのではという気もしますが、いかがでしょうか。

○中村課長　ありがとうございます。

実際の調査ですけれども、調査員の担当区域を決めまして、まず、地図を描いて、具体的な住宅、番号を付けて、実際に調査区の名簿みたいなものを作りまして、そこに世帯が住んでいるかどうかを確認する作業を全部人海戦術的にやっていくわけですが、おっしゃるとおり、そこにどれだけ住んでいるか、なかなか調査員では非常に難しいケースも以前に比べれば増えてきていることはあると思います。ですから、そういったところにつきましては、調査員で難しいところは指導員、市町村のほうで居住確認をするとか、色々な形でできる限り確認をして、正確な調査に努めるということでやってきているということでございます。

○落合座長代理　ありがとうございます。

最後に、そういう状況ではあると思いますので、郵送での実施ですとか、今後は将来的にもっとより一層デジタルツールが念頭に入ってくる瞬間もあるのだとは思いますが、こういうものでできる限り訪問調査の全面的な廃止に向けていくような動きも進めていかざるを得ないのではないかとと思うのですが、このあたりのお考えはいかがでしょうか。

○中村課長　ありがとうございます。

まず、資料の中でも御説明しましたとおり、今、一番困難なところは、オートロックマンションなどの集合住宅ですね。そもそもなかなか調査員が訪問しても入れないとか、昼間に何回訪問してもいないといったところはございますので、まずはこの集合住宅をターゲットにしていくことが考えられるかと思っていまして、集合住宅ですと多くの世帯が居住しているとか、マンション名や部屋番号のところまでは把握はできるのかと。先ほど茨城県からも話がございましたように、特定あて所郵便ですと、住所が分かればそこに郵送はできるという形になってきますので、まずは集合住宅がターゲットになるかと。

将来的には、日本はそもそも住所、所在地情報の表記の揺れ問題がありまして、例えば「霞が関」と一言で言っても、「が」が片仮名の「ガ」なのか平仮名なのかとか、非常に細かいところなのですが、要は、一意に住所で特定することが難しいという問題があって、

今、国土交通省は不動産IDをデジタル庁と一緒に検討していると承知しておりまして、例えばこういうものができてくればまた新たな展開が考えられてくるかと思っていますので、そういったところも注視しながら今後の展開を考えていきたいと思っております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

今、お話しいただいた中で、特別あて所の配達郵便などは評価できるところもあるのではないかというもお話しいただいたと思いますし、集合住宅等が一番難しいというか成果が上がることはあろうかと思います。今後も同様の傾向は広がっていくと思いますので、できる限りそこだけに限らず御検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

堀委員、お願いします。

○堀委員　御説明ありがとうございます。

茨城県の御提案については、非常にそのとおりだと思って見ておりました。最近では日中に不在にしている方も多く、共働き世帯も増えてきていて、そうした全体の人口の状況を正しく調査するとなったときに、必ずしも訪問ではないような形での郵送、オンラインをベースとして御回答いただく、調査をしていただく、貴重な調査員の皆様には特に足を運んで必要がある部分をフォローいただくというような抜本的な調査の在り方の検討が必要な時期に来ているのかと思っております。

私からは、今の茨城県の提案に対して、総務省でも既に様々な試験調査をいただいていると認識しておるのですが、郵送について調査していただいている中に、茨城県の御提案の特別あて所配達郵便の活用は今はまだ含まれていないということだったのでしょいか。それとも今後、直近ですと令和6年の調査の中でも取り入れていただけるという方向性なのか、どのような形で調査手法の更なる御検討を想定されているのか、総務省にお伺いしたいと思いました。

○中村課長　ありがとうございます。

まず、去年の6月に実施しました第2次試験調査で、このときに集合住宅を対象にということで配布方法を郵送配布を含めて色々検討をしたということで、このとき、督促のときに少し特定あて所を使ってみたというのが1回やってみたところで、実際にそれできちんと届くというところは確認できているということと、今回6月にやる第3次、最終の試験調査におきましても、このあて所郵便をもう一回使って検証を進めていく予定としてございます。

○堀委員　それは6月の調査の予定でも、最初からあて所郵便を使うというのではなくて、督促のために使うという限定的な使い方になるということでしょうか。

○中村課長　今回6月のものにつきましては、最初の配布段階から使ってみようということ考えています。

○堀委員　分かりました。では、そこでまた効果ができれば、令和7年の調査手法にも取

り入れていただけるかどうかを検討されるということですかね。

○中村課長 おっしゃるとおりです。

○堀委員 ありがとうございます。

いずれにせよ、大きな問題は、先ほど御説明いただいたような国勢調査の居住地ベースというものと住民票、行政記録のベースが合っていないとか、不動産IDの話もございましたけれども、データベースが統一化されていないと。それぞれの現場の皆様方の必要性に応じて個別対応されているところも問題の所在かと思いましたので、是非今回国勢調査やほかの調査について郵送等の実施をしていただいたその結果をデータベース等に反映していただくなど、そこで得た情報を今度は横展開できないかということも含めて御検討いただきたいと思いました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

総務省のほうでもかなり色々御検討いただいていることが分かりました。

落合委員から手が挙がっていますね。どうぞ。

○落合座長代理 ありがとうございます。

色々お考えいただいていることも理解できましたし、一方で、茨城県も結構色々工夫して、今回提案していただいたものだけではなく、そのほかの周知なども含めて色々とお話もされていたので、例えば令和7年の国勢調査の際に一緒に実施をしてみただいて、完全廃止に向けたというか、範囲を広げていくための検討を実際の現場で行ってみて実証を進めていただけないかとも思うのですが、総務省のほうではこのあたりはいかがでしょうか。

○中村課長 ありがとうございます。

説明の中でもさせていただきましたが、既に茨城県とも連携して検討を進めているということと、実際に現場で色々対応しなければいけないとか、確認をしなければいけないのは、実は基礎自治体の市町村になってきます。今回の場合ですと、第3次試験調査で水戸市と一緒にやりますので、茨城県だけではなくて市の担当者も含めて色々検討をやっているところがございますので、郵送は当然調査員が不足している中で進めていきたいということがある一方で、正確性の確保も非常に重要でして、結果の活用、地方交付税の配分基準など、そこは自治体のほうでも非常に重要なところとなってきますので、色々な市町村の意見も伺いながら、一緒になって検討していきたいということかと考えております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

実際に効果検証といった側面でも、既存の方法の場合とより進んだ方法の場合、並行して実施することによって、いきなり全国的に展開するとなるとまた影響が大きいかもしれないので、むしろそういう形ぐらいで実施することが良さそうです。ただ、あまり本番でもないのをお願いをすると住民の方にも御協力いただけるかどうか、また別の問題もありそうな気がしますので、本番のタイミングでとなるでしょうが、できるだけ今後も継続的

にいい統計情報が取れるようにするためということでもあると思いますので、少し新しい手法を広く取り入れるという観点で、元々御協力はいただいていると思うのですが、その観点を一層強めて一緒に御協力していただけないかと思っております。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

聞きたいことは堀委員と落合委員に聞いていただきましたので、茨城県も様々お考えいただいて御提案いただいていて、総務省も非常に色々な検討をされていることが理解できました。

総務省からは、オートロックマンションなどが喫緊の課題だということで色々な対応をされているということでもございましたけれども、大きく人手不足が深刻になってくるとか、デジタル技術を使って様々なことができるようになってきているということで、大きな改革が必要になってくるような時期だとも私どもは認識しております。それにつきまして、茨城県の特別あて所配達のようなことも含めて御検討いただいていることも理解できました。

基本的に、正確性を欠きますけれども、3次的な試行をされて、それから令和7年の国勢調査に臨むということですが、その中で特別あて所配達を最初から御検討いただくということもお聞きしております。その結果次第というところもあるかもしれませんが、茨城県では例えば事前の広報ですとか、インセンティブ付けとか、あるいは督促に関します工夫とか、そういう御協力がいただけるようでございます。第3次の実験、本番の令和7年の国勢調査におきましても、できるだけ調査員を使わない国勢調査の手法につきまして、茨城県という特にそういった方向につきまして御協力が得られそうなどころでは、そういう手法に関します実施を茨城県、総務省で御協力いただいて、大きな調査員を使わない手法の普及や実験、そのようなものにつきまして今後御協力をいただけたらありがたいと思っております。

何か御発言をいただけるような方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませでしたら、これをもちまして「統計調査手法の見直し」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。関係者の皆様、ありがとうございます。